

## 【ケアプランデータ連携システムについて】

山口県介護事業所 I C T 導入推進事業補助金では、ケアプランデータ連携システムの利用に係る費用（年間 21,000 円のライセンス料）について、補助対象とします。下記の取扱いを参考に申請をご検討ください。

### 1 ケアプランデータ連携システムとは

- ・居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプランのやりとりをオンラインで完結できる仕組みで、厚生労働省の協力のもと、公益財団法人国民健康保険中央会が構築し、令和 5 年 4 月から本格運用が開始されました。詳しくは、ケアプランデータ連携システムヘルプデスクをご覧ください。

URL <https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>

### 2 対象事業所について

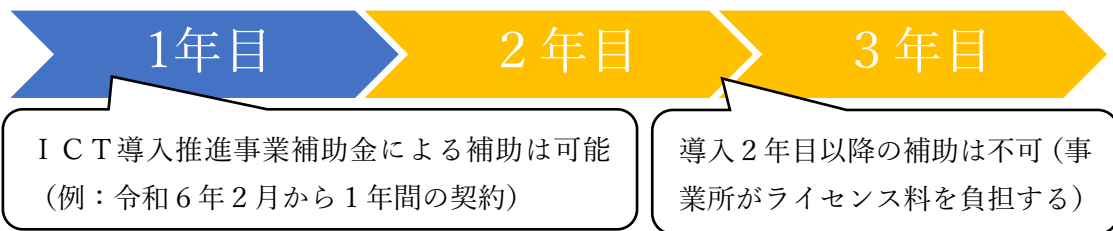
- ・ケアプランデータ連携システムは、居宅介護支援事業所と居宅サービス事業を対象としております。I C T 導入推進事業補助金で補助対象とする事業所は以下の通りとします。

介護 給 付	11	訪問介護
	12	訪問入浴介護
	13	訪問看護（※定期巡回連携型を含む）
	14	訪問リハビリテーション
	15	通所介護
	16	通所リハビリテーション
	17	福祉用具貸与
	21	短期入所生活介護
	22	短期入所療養介護（介護老人保健施設）
	23	短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）
	2A	短期入所療養介護（介護医療院）
	31	居宅療養管理指導

	71	夜間対応型訪問介護
	76	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	72	認知症対応型通所介護
	78	地域密着型通所介護
	73	小規模多機能型居宅介護
	68	小規模多機能型居宅介護（短期利用）
	77	看護小規模多機能型居宅介護
	79	看護小規模多機能型居宅介護（短期利用）
	27	特定施設入居者生活介護（短期利用）
	28	地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）
	38	認知症対応型共同生活介護（短期利用）
予 防 給 付	62	介護予防訪問入浴介護
	63	介護予防訪問看護
	64	介護予防訪問リハビリテーション
	66	介護予防通所リハビリテーション
	67	介護予防福祉用具貸与
	24	介護予防短期入所生活介護
	25	介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
	26	介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）
	2B	介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
	34	介護予防居宅療養管理指導
	74	介護予防認知症対応型通所介護
	75	介護予防小規模多機能型居宅介護
	69	介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）
39	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）	
総 合 事 業	A1	訪問型サービス（みなし）
	A2	訪問型サービス（独自）
	A3	訪問型サービス（独自／定率）
	A4	訪問型サービス（独自／定額）
	A5	通所型サービス（みなし）
	A6	通所型サービス（独自）
	A7	通所型サービス（独自／定率）
	A8	通所型サービス（独自／定額）

### 3 補助条件について

- ・ケアプランデータ連携システムの導入にあたり、ICT導入推進事業補助金の補助対象介護ソフトを導入済であること（本補助金で介護ソフトを導入する場合を含む）。
- ・令和5年度の導入分であること。本システムのライセンス料について、2回目以降は補助対象外です。



※本補助金は補助上限額 400,000 円です。今年度を含め、既に1事業所あたり 400,000 円を交付されている場合は補助対象外です。

### 4 補助率について

- ・3/4です。
- ※山口県介護事業所ICT導入推進事業補助金交付要綱第4条（1）の要件を満たしているため。